

(制度名 指定海上防災機関が行う海上防災業務)

(海上保安庁環境防災課)

1. 制度の概要

海上保安庁長官が指定する指定海上防災機関において、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的として、海上防災のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うこととした制度。

2. 指定、登録等の基準

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）
（指定海上防災機関）

第42条の13 海上保安庁長官は、次条に規定する業務（以下「海上防災業務」という。）を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする一般財団法人であって、海上防災業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、指定海上防災機関として指定することができる。

- 一 職員、海上防災業務の実施の方法その他の事項についての海上防災業務の実施に関する計画が、海上防災業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の海上防災業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、海上防災業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 海上防災業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって海上防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 五 第四十二条の二十六第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。
- 六 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

3. 指定、登録等を受けた法人

| 法人等の名称 | 指定等の時期 | 法人の連絡先 | 指定、登録の理由等 |
|-------------------------------------|----------------------------------|--|---|
| 一般財団法人 海上災害防止協会 | 平成 25年9 月6日 ～ 10 月1日 | 神奈川県横浜市中区 海岸通三丁目9番地 | 上記2に掲げる基準に適合しているため。 |
| 一般財団法人 海上災害防止センター（名称及び主たる事務所の変更） | 平成 25年 10月1 日～ | 神奈川県横浜市西区 みなとみらい3丁目 3番1号 045-224-4311 | 海上防災業務を実施する法人としてなじみのある名称に変更及び旧独立行政法人海上災害防止センターの事務所を継続使用することとしたため。 |

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

法令等により、指定、登録等に係る事務・事業に係る料金の設定に当たって、国が関与することとはされていない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成27年3月9日現在）

見直しの結果、海上防災業務については、公正かつ適確に実施されており、特段の問題はない。引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

閣議決定を踏まえ、適切な時期に実施する。